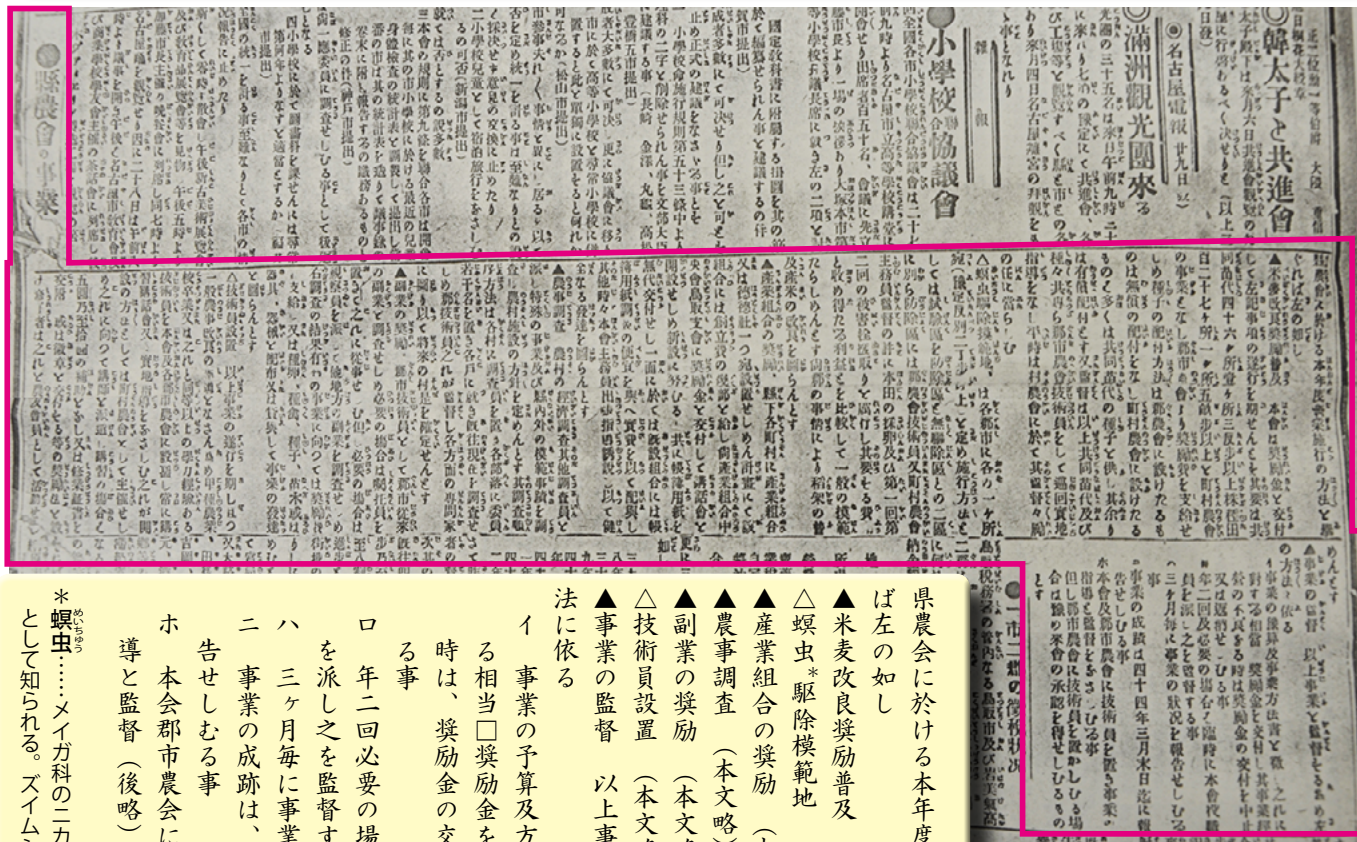


近代

第14章 近代の産業と生活 1. 近代産業の発展 (2) 農村と農民

解説

鳥取県農会の取り組み



＊螟虫……メイガ科のニカメイガの幼虫の称。イネの害虫として知られる。スイムシと呼ばれる。

鳥取県に於ける本年度事業施行の方法を挙ぐれば左の如し

- ▲米麦改良奨励普及 (本文略)
- ▲螟虫・駆除模範地 (本文略)
- ▲産業組合の奨励 (本文略)
- ▲農事調査 (本文略)
- ▲副業の奨励 (本文略)
- ▲技術員設置 (本文略)
- ▲事業の監督 以上事業を監督する為め左の方法に依る

イ 事業の予算及方法を徴し、之れに対する相当□奨励金を交付し、其事業不良なる時は、奨励金の交付を中止又は返納せしむる事

ロ 年二回必要の場合、臨時に本会役職員を派し之を監督する事

ハ 三ヶ月毎に事業の状況を報告せしむる事

ニ 事業の成跡は、四十四年三月末日迄に報告せしむる事

ホ 本会郡市農会に技術員を置き、事業の指導と監督(後略)

この資料は、1910(明治43)年度県農会の事業施策の計画について述べた新聞記事(4月30日付『鳥取新報』)である。

農会は、1899(明治32)年の農会法によって公認された農業団体である。政府は農民を組織化して補助金を出し、地主等を使って農業の近代化と農家経営の維持を企図した。府県・郡・町村と系統的に設けられたことから系統農会とも称され、県農会では町村に対して管理・監督といった性質の指導的な立場にあることがよくわかる。

この農会の役員には通例、地域の名望家・在村地主らを動員したが、彼らは小作農・自小作農と小作料額をめぐって対立したため、1920～30年代の小作争議に際しては、会員の意思一致をはかることが不可能で、有効な機能を果たせなかった。

(担当：前田孝行)

『鳥取新報』明治43年4月30日付
(鳥取県立図書館蔵)★

参考資料

・鳥取県『新鳥取県史資料編 近代4 行政1』(2016年)

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。